

1 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場
2 リスクマネジメントに関する指針」等の改定の建議について

3

(趣旨)

料金制度専門会合での整理を踏まえ、バランスシンググループ（以下、「BG」という。）内におけるインバランス料金の連帶債務のリスクに関して、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」（以下、「本指針」という。）等の改定を経済産業大臣に建議することについて御審議いただきたい。

4

5 主なポイント

6 1. 経緯

7 令和3年8月27日に開催された資源エネルギー庁の第38回電力・ガス基本政策小委員
8 会において、BGを組成している場合における小売電気事業者のリスク評価・管理の在り方
9 等について議論が行われたところ。その中で、BGに所属する小売電気事業者（以下、代表
10 契約者を「親BG」、代表契約者以外を「子BG」という。）がインバランス料金の連帶債務
11 を負っていることに鑑み、当該連帶債務のリスクの在り方について、電力・ガス取引監視等
12 委員会において検討することとされた。

13 これを踏まえ、BG内のインバランス料金の連帶債務リスクの在り方について、本委員会
14 の料金制度専門会合（令和3年10月28日開催の第9回会合及び令和3年11月15日開
15 催の第10回会合）において議論が行われ、以下の内容を本委員会に報告することで御意見
16 がとりまとめられた。

17

18 2. BG内のインバランス料金の連帶債務リスクの在り方について、料金制度専門会合から
19 の報告

20 （1）BG内のインバランス料金の連帶債務リスクに関して、本指針等については次の改定
21 を行うべきである。

- 22 ● 本指針に、小売電気事業者が親BGとして代表契約者となるにあたって、BG内にお
23 いてはインバランス料金の連帶債務リスクがあることを踏まえ、当該リスクについて、
24 BGに所属する以外に単独事業者として事業を行うほか、電源調達、需給管理を他の
25 小売電気事業者に委託し、インバランス料金負担を当該委託先の負担とするといった
26 選択肢も一般論としてあることとあわせて説明することが望ましい旨、追記する（な
27 お、親BGが、電源調達、需給管理を自社において受託するか否か、インバランス料
28 金負担を自社の負担とする契約を締結するか否かは、当該親BGの判断によるものと
29 する旨、注記する）。
 - 30 ● 本指針に、小売電気事業者は、BG内のインバランス料金の連帶債務リスクに鑑み、
31 BGに所属する以外の選択肢があることを前提として、当該リスクや事務コストを踏
32 まえ、BG所属について判断することが望ましい旨、追記する。
 - 33 ● 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに
34 関する参考事例集」に、BG内のインバランス料金の連帶債務リスクを踏まえた子B
35 Gによるリスク管理に関する参考事例を追記する。
- 36 （2）BG内のインバランス料金の連帶債務については、①過去の電気料金審査専門会合に
37 おいても、インバランス料金は責任範囲を特定できないと整理されていたが、当該イ

38 インバランス料金の性質は足下で何ら変わっておらず、現状においてもインバランス料
39 金を分割債務とする合理的な算式がないこと、②各BGは通常時に利益を享受してい
40 るにもかかわらず、一定の場合にその不利益を負担させないというのはルール性を見
41 出すことができないこと、といった理由から現状の制度を維持することが適当である。
42

43 3. 経済産業大臣への建議

44 上記2.(1)の点に係る改定が必要と考えられるため、資料4-1のとおり、本指針等
45 の改定について経済産業大臣に建議することとしたい。

47 <参考>

48 ●「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」(抜粋)

50 ②代表者契約制度を活用する場合における親BGにおいて望ましい行為（5頁）

51 小売電気事業者の中には、親BGとして、複数の子BGとともに共同でBGを形成し、全体
52 の需給管理を行う者や、子BGとして、需給管理は親BGに委ねる形で事業を行う者も存
53 在する。BG全体で一体的にリスク評価・管理を行っている場合、BG内の情報提供のあり方等が重要となる。

55 また、同BGに所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帶債務を負っているこ
56 とも鑑みれば（図5）、BG内の適切なリスク評価・管理は連鎖倒産を防止する等の効果
57 が期待でき、需要家の保護の観点からも重要である。他方で、これまで子BGが電力調達
58 の方法、支払額の算定方法、脱退時の条件等について、理解が十分でなく、親BGと子B
59 Gとの間で相互不信が生じるケース等が散見された。特に、親BGが子BGの需給管理も
60 含めて行っているケースにおいては、調達コストが高騰した場合、BGに所属する全事業
61 者に影響が及ぶため、子BGにとって、親BGのリスク評価・管理方針は、極めて重要な情
62 報となる。

63 このため、小売電気事業者が親BGとして代表契約者となる場合は、子BGやBGに所
64 属を検討している小売電気事業者に対して、契約内容（BG内でのインバランス料金の債
65 务分担の在り方等）、及びリスク評価・管理方針（電源調達におけるスポット市場の依存度
66 等）について丁寧に説明することが望ましい。

68 ●「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集」(抜粋)

70 (4) その他の事例（12頁）

71 事例1－12 親BGから子BGへの説明

72 小売電気事業者Tは、代表契約者制度における代表契約者（以下、「親BG」という。）
73 であり、複数の他の小売電気事業者（BGに属する親BG以外の事業者を以下、「子BG」
74 という。）とともに共同でBGを形成している。子BGに対しては、直近の相対取引の状況
75 やスポット市場の価格高騰リスク等を説明した上で、電力調達の方法は子BGに判断を任
76 せているものの、子BGの加入時の与信審査等を厳密に行うことで、BG全体で過剰なリ
77 スクを抱えないようにしている。加えて、日次でタイムリーに市場価格や概算の電源価格
78 等を情報共有することで、子BGにおけるリスク管理のリテラシーを高め、BG全体で過
79 剰な債務を抱え、連鎖倒産が発生しないように対応している。

経済産業省

20211117電委第1号
令和3年1月1日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」等の改定の建議について

令和3年11月15日に制定された「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」及び「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、バランスシンググループ内のインバランス料金の連帶債務リスクに関して改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」及び「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集」 改定事項

- 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」に、小売電気事業者が親BG（代表契約者となった小売電気事業者をいう。以下同じ。また、親BG以外の小売電気事業者を以下「子BG」という。）として代表契約者となるにあたって、バランスシングループ（以下、「BG」という。）内においてはインバランス料金の連帶債務リスクがあることを踏まえ、当該リスクについて、BGに所属する以外に単独事業者として事業を行うほか、電源調達、需給管理を他の小売電気事業者に委託し、インバランス料金負担を当該委託先の負担とするといった選択肢も一般論としてあることとあわせて説明することが望ましい旨、追記する（なお、親BGが、電源調達、需給管理を自社において受託するか否か、インバランス料金負担を自社の負担とする契約を締結するか否かは、当該親BGの判断によるものとする旨、注記する）。
- 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」に、小売電気事業者は、BG内のインバランス料金の連帶債務リスクに鑑み、BGに所属する以外の選択肢があることを前提として、当該リスクや事務コストを踏まえ、BG所属について判断することが望ましい旨、追記する。
- 「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集」に、BG内のインバランス料金の連帶債務リスクを踏まえた子BGによるリスク管理に関する参考事例を追記する。

バランスシンググループ内の インバランス料金の連帯債務について

第9回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2021年10月28日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

(空白)

バランスングループ内のインバランス料金の連帯債務について

- 令和3年8月27日に開催された資源エネルギー庁の第38回電力・ガス基本政策小委員会において、バランスングループ（以下、「BG」という。）を組成している場合におけるリスク管理の在り方等について、議論が行われたところ。
- その中で、BGに所属する小売電気事業者（以下、代表契約者を「親BG」、代表契約者以外を「子BG」という。）がインバランス料金の連帯債務を負っていることに鑑み、当該連帯債務のリスクの在り方について、電力・ガス取引監視等委員会において検討することとされた。
- そこで、本日は、当該論点に関し、①小売電気事業者による適切なリスク評価・管理を可能とする観点から、BGに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」（以下、「リスクマネジメントに関する指針」という。）に明記することの適否、②リスクそのものを見直す観点から、インバランス料金の連帯債務の見直しの可否、について議論することとしたい。
- また、本日の議論を踏まえ、次回の専門会合において、当該論点についてとりまとめることとしたい。

(参考) 【論点3】小売電気事業者における望ましい行為②

- 小売電気事業者の中には、
 - 親BGとして、複数の子BGとともに共同でバランスシンググループ（以下、「BG」という。）を形成し、全体の需給管理を行う者や、
 - 子BGとして、需給管理は親BGに委ねる形で事業を行う者も存在。
- このようにBG全体で一体的にリスク評価・管理を行っている場合、BG内の情報提供のあり方が重要となる。また、同BGに所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務を負っていることも鑑みれば、BG内の適切なリスク評価・管理は連鎖倒産を防止するなどの効果が期待でき、需要家の保護の観点からも重要であると考えられる。
- 他方で、これまで子BGが電力調達の方法、支払額の算定方法、脱退時の条件等について、理解が十分でなく、親BGと子BGとの間で相互不信が生じるケースなどが散見された。特に、親BGが子BGの需給管理も含めて行っているケースにおいては、調達コスト高騰した場合、BGに所属する全事業者に影響が及ぶため、子BGにとって、親BGのリスク評価・管理方針は、極めて重要な情報となる。
- このため、小売電気事業者が親BGとして代表契約者となる場合は、子BGやBGに所属を検討している小売電気事業者に対しては、契約内容（BG内のインバランス料金の債務分担の在り方など）、およびリスク評価・管理方針（電源調達における市場依存度など）について丁寧に説明することを望ましい行為として、ガイドラインに位置付けることとしてはどうか。
- また、上記のとおり、B G内に所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務のリスクがあるところ、当該リスクの在り方について、電力・ガス取引監視等委員会において検討を進めていくこととしてはどうか。

(参考) 連帯債務に関する過去の整理について

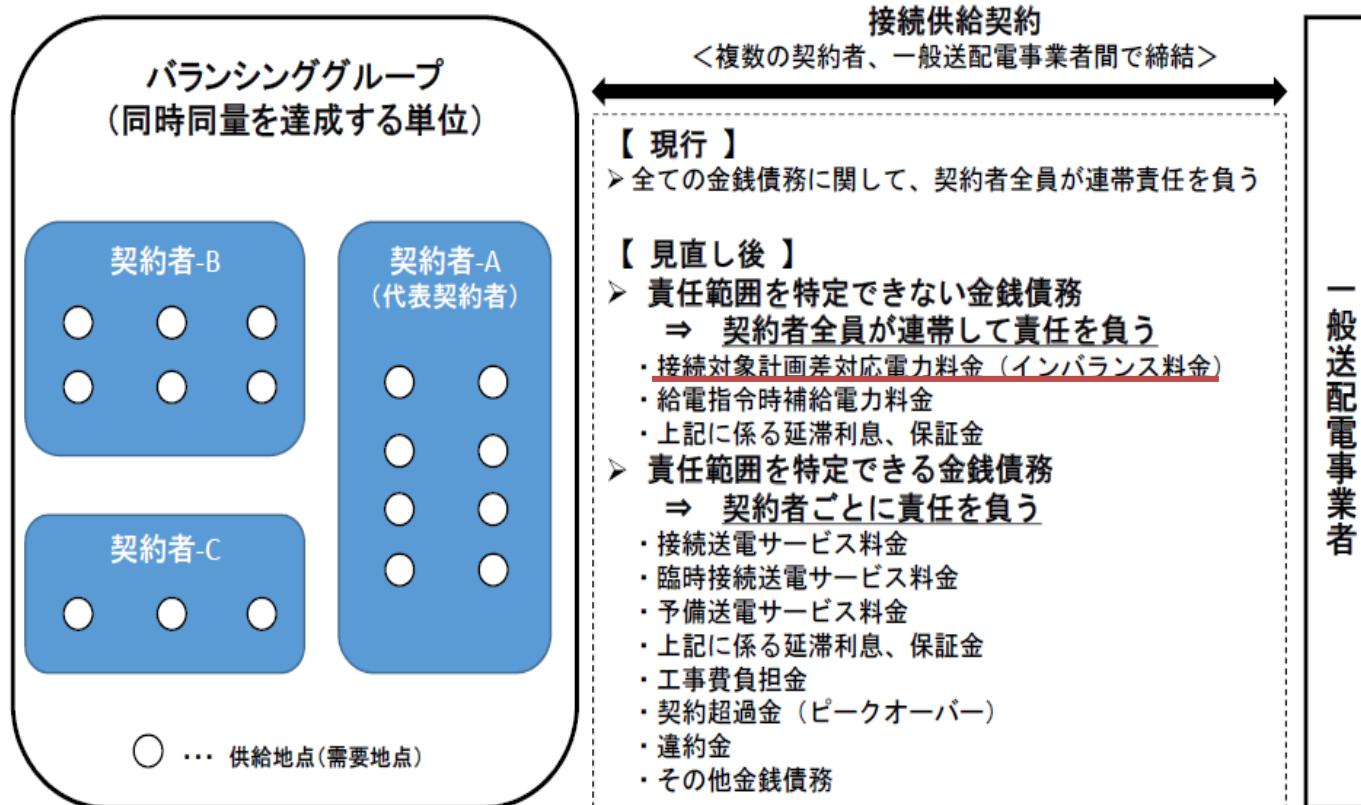
- 過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は責任範囲を特定できないことを理由として、連帯責任（連帯債務）と整理されたところ。

2. 代表契約者制度の見直しについて（連帯責任の範囲）

第10回 電力・ガス取引監視等委員会
電気料金審査専門会合（平成27年11月20日）資料6より抜粋 一部加工

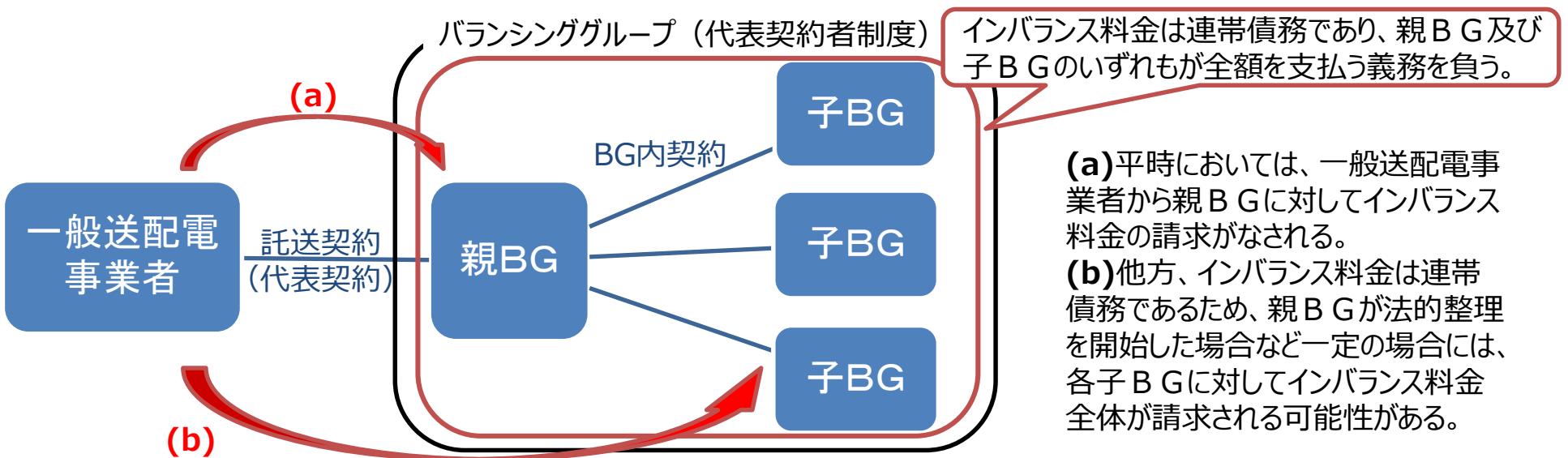
【連帯責任の範囲について】

- 責任範囲を特定できない金銭債務（供給地点ごとに設定できない料金等）は、連帯責任あり
- 責任範囲を特定できる金銭債務（供給地点ごとに設定される料金等）は、連帯責任なし



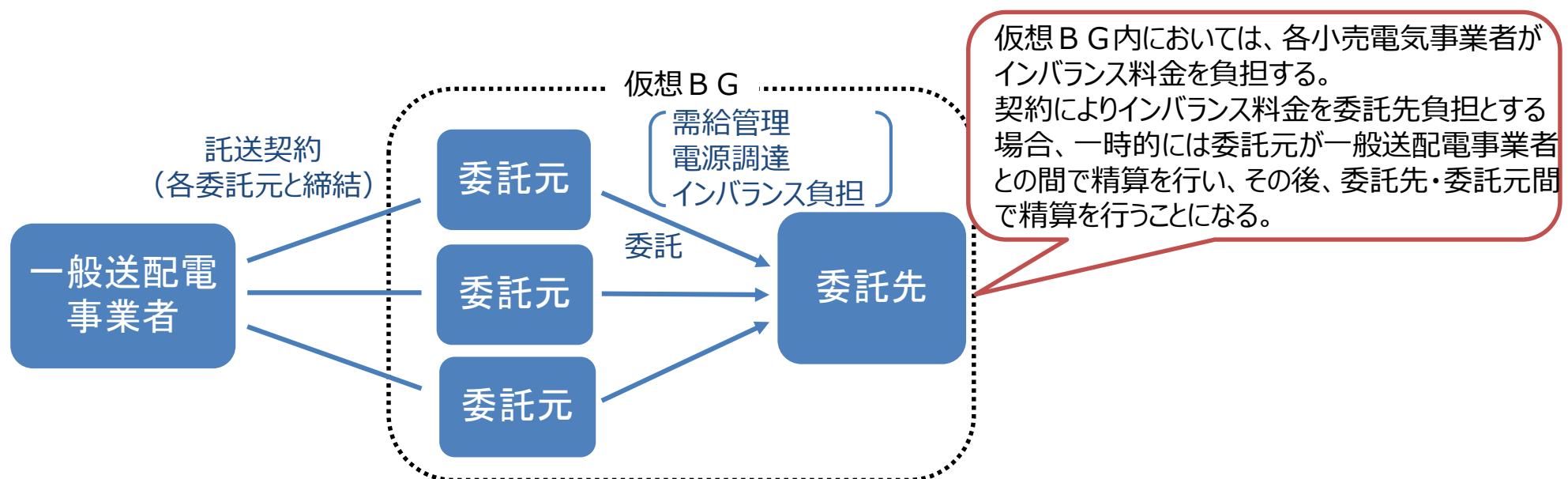
インバランス料金の連帯債務リスクについて

- 前記のとおり、過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は連帯債務と整理されたが、子BGは、親BGが法的整理（破産、民事再生、会社更生等をいう）を開始した場合など一定の場合には一般送配電事業者からBGにおいて発生したインバランス料金全体について請求され得る立場にあり、事業規模に見合わない債務を負うリスクがある。現に、昨冬の需給ひっ迫時においては、インバランス料金の高騰により、一部の子BGについて当該リスクが顕在化したこと。
- そこで、当該リスクを踏まえ、①小売電気事業者がBGに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否、②インバランス料金の連帯債務の見直しの可否、について検討を行った。



①仮想B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について

- BGに加入することを検討している小売電気事業者による適切なリスク評価・管理を可能とすべく、BG内における連帯債務のリスクを周知するほか、BGに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて「リスクマネジメントに関する指針」に明記し、小売電気事業者に提示することが考えられる。
- 小売電気事業者がBGに加入する理由は様々であると考えられるが、BGに加入することにより提供を受けられる価値としては、需給管理、電源調達、インバランス負担、があるものと考える。
- この点、小売電気事業者は、需給管理や電源調達を委託し、契約によりインバランス債務を委託先負担とする方法（以下、便宜的に「仮想BG」という。）によっても、BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられる。



①仮想 BGを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について（続き）

- 仮想 BGについては、以下のメリット・デメリットがあるものと考えられる。

<メリット>

- ✓ BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられる。
- ✓ BGを組成する場合と比して、契約の締結・解約が柔軟、手續が簡便と考えられる。
- ✓ インバランス料金の責任範囲が明確となる。

<デメリット>

- ✓ BG全体でのインバランスの相殺ができない。他方、仮想 BG内において余剰インバランスと不足インバランスについて事後的に精算を行うことで仮想 BG内の収支を相殺することは可能と考えられる。
- ✓ 仮想 BGについて、インバランス料金を委託先負担とする場合でも、一時的には委託元が一般送配電事業者との間で金銭の授受を行う必要（その後、委託先・委託元間で再度金銭の授受が必要）があり、事務コストが発生する。

- 仮想 BGについては、現行制度上も可能なスキームであるところ、BGに加入する以外の選択肢として「リスクマネジメントに関する指針」に明記することが適切か。

②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について

- 子B Gのインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、インバランス料金の連帯債務を見直し、親B Gの法的整理開始時など一定の場合に、インバランス料金を電力使用量など一定の割合に応じて按分し分割債務とすることで、子B Gに連帯債務を負わせないといったことが考えられるか。
- インバランス料金の分割債務化については、以下のメリット・デメリットがあるものと考えられる。

<メリット>

- ✓ 親B Gの倒産時など、一般送配電事業者が子B Gに対してインバランス料金の支払いを求める場合に、子B Gのインバランス料金負担に上限が設けられることとなるため、連鎖倒産を回避できる可能性がある。
- ✓ 各子B Gの負担割合が明確となるため、インバランス料金全体について支払いを求める場合と比して、各子B Gが支払いに応じる可能性があると考えられる。もっとも、B G内の需給管理と乖離した形の負担であった場合、支払いに応じる可能性が低くなるとも考えられる。

<デメリット>

- ✓ 分割債務としてB G内の需給管理と乖離した形で事業者の負担割合が決まると、インバランスを発生させたとしても責任範囲が限定されることになることから、需給管理をおろそかにするなど、モラルハザードが生じるおそれがある。
- ✓ 分割債務とした場合、負担割合が決まることで、生じたインバランス料金の全額を一般送配電事業者が回収できない可能性が生じる。なお、一般送配電事業者の回収不能分は最終的には需要家負担になると考えられ、小売電気事業者の事業リスクを一般の需要家の負担により軽減するものとなる。

②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について（続き）

- もっとも、インバランス料金を一定の場合に分割債務とする案については、以下の問題点もあり、相当のハードルがあるものと考えられる。
 - ✓ 過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は責任範囲を特定できないことを理由として、連帯責任（連帯債務）と整理されたところ、当該インバランス料金の性質は変わっていない中、制度変更を行うことの妥当性
 - ✓ 子BGは、BGに加入することによるメリット、連帯債務のリスクを勘案した上でBGに加入し、平時においてBGに属することによる利益を享受しているところ、親BGの法的整理開始時など一定の場合に、子BGの負担を軽減させる措置を講じることの合理性・必要性
 - ✓ 子BGの連帯債務のリスクについては、親BGの法的整理開始時に顕在化する可能性が高いものの、平時であっても、例えば親BGのインバランス料金の支払いが滞っている場合には、一般送配電事業者から子BGに対して連帯責任に基づく請求が行われる可能性はある。
⇒このような場合があることを踏まえ、親BGの法的整理開始時に限らず、平時においてもBG内のインバランス料金について分割債務とすることが考えられるが、その場合、現行のBG制度との乖離が問題とならないか。
 - ✓ BG制度は電気事業法上に位置付けられておらず、BG内契約は多種多様であるが、託送供給等約款においてBG内契約を統一的に規律することの是非

まとめ：BG内のインバランス料金（連帯債務）について

- 以上のとおり、BG内のインバランス料金の連帯債務リスクに関して、①仮想BGを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否、②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否、について検討を行った。
- 仮想BGとBGの共通点・相違点を踏まえ、仮想BGをBGに加入する以外の選択肢として「リスクマネジメントに関する指針」に明記することが適切か（論点①）、インバランス料金を一定の場合に分割債務とすることについて、メリット・デメリットや問題点を踏まえて可能かどうか（論点②）、本日の議論を踏まえ、次回の専門会合においてとりまとめることとした。

バランスシンググループ内の インバランス料金の連帯債務について

第10回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2021年11月15日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

(空白)

バランスングループ内のインバランス料金の連帯債務について

- 令和3年10月28日に開催された第9回料金制度専門会合において、バランスングループ（以下、「BG」という。）に所属する小売電気事業者（以下、代表契約者を「親BG」、代表契約者以外を「子BG」という。）がインバランス料金の連帯債務を負っていることに鑑み、以下の論点について御議論いただいた。
 - ① 小売電気事業者による適切なリスク評価・管理を可能とする観点から、BGに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、BG加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキームについて、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」（以下、「リスクマネジメントに関する指針」という。）に明記することの適否
 - ② リスクそのものを見直す観点から、インバランス料金の連帯債務の見直しの可否
- 本日は、前回の本専門会合における御議論を踏まえ、当該論点についてとりまとめることしたい。

(参考) 【論点3】小売電気事業者における望ましい行為②

- 小売電気事業者の中には、
 - 親BGとして、複数の子BGとともに共同でバランスシンググループ（以下、「BG」という。）を形成し、全体の需給管理を行う者や、
 - 子BGとして、需給管理は親BGに委ねる形で事業を行う者も存在。
- このようにBG全体で一体的にリスク評価・管理を行っている場合、BG内の情報提供のあり方が重要となる。また、同BGに所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務を負っていることも鑑みれば、BG内の適切なリスク評価・管理は連鎖倒産を防止するなどの効果が期待でき、需要家の保護の観点からも重要であると考えられる。
- 他方で、これまで子BGが電力調達の方法、支払額の算定方法、脱退時の条件等について、理解が十分でなく、親BGと子BGとの間で相互不信が生じるケースなどが散見された。特に、親BGが子BGの需給管理も含めて行っているケースにおいては、調達コスト高騰した場合、BGに所属する全事業者に影響が及ぶため、子BGにとって、親BGのリスク評価・管理方針は、極めて重要な情報となる。
- このため、小売電気事業者が親BGとして代表契約者となる場合は、子BGやBGに所属を検討している小売電気事業者に対しては、契約内容（BG内のインバランス料金の債務分担の在り方など）、およびリスク評価・管理方針（電源調達における市場依存度など）について丁寧に説明することを望ましい行為として、ガイドラインに位置付けることとしてはどうか。
- また、上記のとおり、B G内に所属する小売電気事業者はインバランス料金の連帯債務のリスクがあるところ、当該リスクの在り方について、電力・ガス取引監視等委員会において検討を進めていくこととしてはどうか。

まとめ：BG内のインバランス料金（連帶債務）について

- 以上のとおり、BG内のインバランス料金の連帶債務リスクに関して、①仮想BGを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否、②インバランス料金の連帶債務を見直すことの可否、について検討を行った。
- 仮想BGとBGの共通点・相違点を踏まえ、仮想BGをBGに加入する以外の選択肢として「リスクマネジメントに関する指針」に明記することが適切か（論点①）、インバランス料金を一定の場合に分割債務とすることについて、メリット・デメリットや問題点を踏まえて可能かどうか（論点②）、本日の議論を踏まえ、次回の専門会合においてとりまとめることとしたい。

(参考) 論点と検討内容

論点	検討内容
①仮想B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否（仮想B Gについて、B Gとの共通点・相違点）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能 ✓ B Gを組成する場合と比して、契約の締結・解約が柔軟、手続が簡便 ✓ インバランス料金の責任範囲が明確 ✓ 仮想B Gについては、B Gと異なり仮想B G内のインバランスの相殺が不可。他方、仮想B G内において余剰インバランスと不足インバランスについて事後的に精算を行うことで仮想B G内での収支を相殺することは可能 ✓ 仮想B Gについて、インバランス料金を委託先負担とする場合でも、一時的には委託元が一般送配電事業者との間で金銭の授受を行う必要（その後、委託先・委託元間で再度金銭の授受が必要）があり、事務コストが発生
②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否（一定の場合に分割債務とするとの可否）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 親B Gの倒産時など、一般送配電事業者が子B Gに対してインバランス料金の支払いを求める場合に、子B Gのインバランス料金負担に上限が設けられることとなるため、連鎖倒産を回避できる可能性 ✓ 各子B Gの負担割合が明確となるため、インバランス料金全体について支払いを求める場合と比して、各子B Gが支払いに応じる可能性。もっとも、B G内の需給管理と乖離した形の負担であった場合、支払いに応じない可能性 ✓ 分割債務としてB G内の需給管理と乖離した形で事業者の負担割合が決まるとき、インバランスを発生させたとしても責任範囲が限定されることになるため、需給管理をおろそかにするなど、モラルハザードが生じるおそれ ✓ 分割債務とした場合、負担割合が決まることで、生じたインバランス料金の全額を一般送配電事業者が回収できない可能性。なお、一般送配電事業者の回収不能分は最終的には需要家負担 ✓ 過去の電気料金審査専門会合において、インバランス料金は責任範囲を特定できないことを理由として、連帯責任と整理されたところ、当該インバランス料金の性質は変わっていない中、制度変更を行うことの妥当性 ✓ 子B Gは、B Gに加入することによるメリット、連帯債務のリスクを勘案した上でB Gに加入し、平時においてB Gに属することによる利益を享受しているところ、親B Gの法的整理開始時など一定の場合に、子B Gの負担を軽減させる措置を講じることの合理性・必要性 ✓ 分割債務とする場合を親B Gの法的整理時に限定することの是非 ✓ 記述供給等約款において、B G内契約を統一的に規律することの是非

①仮想B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について

- 前回の本専門会合において、B Gに加入せず、連帯債務のリスクを負わない形をとりつつ、B G加入と同様の価値の提供を受けることが可能と考えられるスキーム（=仮想B G）について「リスクマネジメントに関する指針」に明記し、小売電気事業者に提示することが考えられるか、御議論いただいたところ、小売電気事業者への情報提供に資するとの理由から異論はなかった。他方、「リスクマネジメントに関する指針」への記載については、仮想B Gを推奨するのではなく、あくまで選択肢の一つとして提示してほしい旨の御意見があった。
- そこで、需給管理や電源調達を委託し、契約によりインバランス債務を委託先負担とする方法（=仮想B G）について、「リスクマネジメントに関する指針」に明記することとした。

<第9回料金制度専門会合（令和3年10月28日）>

- （B G制度に関しては）契約自由の原則が支配している領域であって、創意工夫でどうやったっていい。率直にいえば大人なんだから自分で考えてというのが筋である。それにしても仮想B Gがあるという情報を提供することによる実害は何もない。（安念委員）
- 現行制度上可能なスキーム、かつ各会社で検討して選択すればいいのでその幅を広げる意味において明記しておけばデメリットはないし、むしろ情報提供につながるので良い。（華表委員）
- このスキームをリスクマネジメントの指針に明記するということであれば推奨ではなく方法の一つとして公表していただきたい。現在のB Gの契約方式がきちんとワークしているので継続することも考えられる。（松本オブ）

①仮想B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について（続き）

- 具体的な記載内容については、B G内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、以下のように、望ましい行為を明記することとしてはどうか（赤字）。

イメージ

②代表者契約制度を活用する場合における親B Gにおいて望ましい行為（リスクマネジメントに関する指針5頁）

（略）

このため、小売電気事業者が親B Gとして代表契約者となる場合は、子B GやB Gに所属を検討している小売電気事業者に対して、契約内容（B G内のインバランス料金の債務分担の在り方やそのリスク等）、及び親B Gとしてのリスク評価・管理方針（電源調達におけるスポット市場の依存度等）について丁寧に説明することが望ましい。なお、契約を締結するにあたっては、B G内においてはインバランス料金の連帯債務リスクがあることを踏まえ、当該リスクについて、B Gに所属する以外に単独事業者として事業を行うほか、電源調達、需給管理を他の小売電気事業者に委託し、インバランス料金負担を当該委託先の負担とするといった選択肢も一般論としてあることとあわせて説明することが望ましい※。また、小売電気事業者は、B G内のインバランス料金の連帯債務リスクに鑑み、B Gに所属する以外の選択肢があることを前提として、当該リスクや事務コストを踏まえ、B G所属について判断することが望ましい。

※なお、親B Gが、電源調達、需給管理を自社において受託するか否か、インバランス料金負担を自社の負担とする契約を締結するか否かは、当該親B Gの判断によるものとする。

①仮想B Gを「リスクマネジメントに関する指針」に明記することの適否について（続き）

- また、事例集において、以下の内容を追記することとしてはどうか（赤字）。

イメージ

【地域や需要家への安定的なサービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する参考事例集】12頁

（4）その他の事例

事例1－12 親B Gから子B Gへの説明

小売電気事業者Tは、代表契約者制度における代表契約者（以下、「親B G」という。）であり、複数の他の小売電気事業者（B Gに属する親B G以外の事業者を以下、「子B G」という。）とともに共同でB Gを形成している。子B Gに対しては、直近の相対取引の状況やスポット市場の価格高騰リスク等を説明した上で、電力調達の方法は子B Gに判断を任せているものの、子B Gの加入時の与信審査等を厳密に行うことで、B G全体で過剰なリスクを抱えないようにしている。加えて、日次でタイムリーに市場価格や概算の電源価格等を情報共有することで、子B Gにおけるリスク管理のリテラシーを高め、B G全体で過剰な債務を抱え、連鎖倒産が発生しないように対応している。

事例1－13 子B Gによるリスク管理

小売電気事業者Uは、B G内においてはインバランス料金の連帶債務リスクがあることを踏まえ、B Gに所属するかについては、B Gに所属せず、需給管理等を他の小売電気事業者に委託する選択肢も含めて検討を行い、親B Gの倒産リスクや、事業コスト等を勘案し、B Gに所属することとした。B G所属後については、連帶債務リスクを踏まえ、親B Gの信用状況や運営状況を確認し、悪化が窺われた場合には、当該B Gから脱退することにしており、また、将来的には、単独事業者として事業を行い、B Gに所属しないことを予定している。

(空白)

②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について

- 前回の本専門会合において、B G内におけるインバランス料金の連帯債務を、一定の場合に分割債務とすることの可否について御議論いただいたところ。
- 当該論点については、①インバランス料金を分割債務とする合理的な算式がないことが現状、②各 B Gは通常時には利益を享受している中で一定の場合にだけ負担をさせないというのはルール性を見出せない、等といったことを理由として分割債務とすることに反対する御意見が大勢であった。他方、親 B Gの立場から、分割債務を実現してほしいという御意見もあった。

<第9回料金制度専門会合（令和3年10月28日）>

- たしかに難しい論点で、連帯債務として整理すること自体が便法で、つまり負担部分をどのように決めればいいか、算式がないから仕方ないから連帯債務をしていると認識している。各B Gの負担部分がある算式によって合理的に納得のいく形で算出できるならその時点で連帯債務をやめればいい話だが、その算式が存在していないのが今の現状。その算式ができたら連帯債務をやめればいいという話。当面は連帯債務として整理するしか今の状況だとない。（安念委員）（川合委員、東條委員も当該意見に賛同）
- 各B Gはメリットデメリットを考えた上でバランシンググループに加入しているはずなので、通常時には利益を享受している中で一定の場合にだけ負担をさせないというのはルール性が見出せない。（華表委員）
- 親 B Gの立場から分割債務をぜひ実現していただきたい。理由は3点。（池田オブ）
 - ✓ 1点は親 B Gに比べ子 B Gの事業規模がかなり小さいケースが非常に多い。何十倍もの規模のある親 B Gの債務を連帯せざるを得ないというのは元々の仕組みに課題があった。ほとんどの子 B Gは親 B Gの経営体力を信頼して倒産などを想定せずに加入しているのでこうした現実にもご配慮していただければと思う。
 - ✓ 2点目はモラルハザードについて、これは起こりにくい。親 B Gと子 B Gの体力差が大きい場合はインバランスの大半は親 B G自身の負担になるため、モラルハザードが起こる可能性は小さいのではないか。
 - ✓ 3点目は仮想 B Gという発想はいいと思うが、子 B Gにとっては支払いの一本化ができなくて、実務上の不利益が大きくなる。特に規模の小さい B Gであるほど人員や体制がなく一本化のニーズが高い。B G制度はこれまでの多数の小売事業者の参入を支えてきた仕組みのため、こうした実務上の便益を計り、事業規模に見合った債務になるよう、検討いただきたい。

②インバランス料金の連帯債務を見直すことの可否について（続き）

- これまでの御議論を踏まえて、インバランス料金の連帯債務の見直しについては、以下の理由から、現状の制度を維持することが適当ではないか。
 - 過去の電気料金審査専門会合においても、インバランス料金は責任範囲を特定できないと整理されていたが、当該インバランス料金の性質は足下で何ら変わっておらず、現状においてもインバランス料金を分割債務とする合理的な算式がないこと
 - 各 BG は通常時に利益を享受しているにもかかわらず、一定の場合にその不利益を負担させないというのはルール性を見出すことができないこと
- 前述のとおり、今回はインバランス料金の連帯債務の見直しは行わないものの、インバランス料金の連帯債務リスクを踏まえ、前記のとおり、親 BG 及び小売電気事業者の望ましい行為を「リスクマネジメントに関する指針」に明記し、また、子 BG によるリスク管理に関して、BG 内のインバランス料金の連帯債務リスクを踏まえた対応について、事例集に追記することとした。